

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千賀の浦福社会定款第22条の規定に基づき、法人の役員(理事長、理事及び監事をいう。以下同じ。)に対して支給する報酬及び日当の額及びその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 法人の役員のうち、理事長及び常務理事に報酬を支給する。

2 理事長の報酬の額は、月額100,000円とする。

3 常務理事の報酬の額は、月額250,000円とする。

4 理事長及び常務理事以外の役員には報酬は支給しない。但し、理事会において特別に認められた理事についてはこの限りではない。

5 常務理事が法人の職員を兼務する場合は、第3項は適用しない。但し、職員給与の支給に加えて月額50,000円の役員報酬を支給する。

6 報酬の支給日及び支給方法については、別に定める職員給与等支給規則第7条第2項に準ずるものとする。

(日当)

第3条 理事長以外の役員(職員が兼ねる理事を除く。)が理事会その他理事長の招集する会議に出席したとき又は監事が法人又は法人が設置経営する施設の監査を実施したときは、1日につき9,000円の日当を支給する。

2 評議員会と理事会が同一日に開催された場合、両方の会議に出席した役員に対しては日当を重複支給しない取扱いとする。

(旅費)

第4条 前条に定めるもののほか、役員が法人の業務のため旅行をしたときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 旅費の額及びその支給方法については、別に定める。

(改正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の決議を要するものとする。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月22日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年 6月20日から施行する。